知らなかったでは済まされない

成年年齢18歳への引き下げに伴う、若者の消費者トラブルにご注意ください

▶▶▶昨今、若者の消費者トラブルが増えています

事例 脱毛エステの無料体験で、店員からお得なキャンペーンを勧められた。一度に払えないと断ったが分割払いもできると説得され、断り切れず契約してしまった。冷静になって考えると学生の私には高額な契約だったと後悔した。エステ店に解約したいと申し出たところ、クーリングオフ期間が過ぎており、解約するには違約金が掛かると言われた。

「定型文を送信するだけで月に100~200万円稼
げる」というSNSの広告を見て副業サイトにア
クセスし、情報商材を購入した。すると業者から電
話で25万円の有料プランに勧誘された。お金がないた
め断ったが、消費者金融への借金を勧め
られ、合計15万円を振り込み、残り
の10万円は今後発生する報酬から
差し引くという話に乗ってし
まった。契約はすべて口頭
で、書面などは受け取っ
ておらず、また、仕事内容
も広告とは違ったため契約を取
り消したいが応じてもらえない。

これまで上記の事例は、20歳未満であれば 本人、または親などの法定代理人が<mark>未成年取消権</mark>を行使し、 契約の取り消しができる場合がありました。

4月から18歳以上は、未成年者取消権を行使できなくなりました。

未成年者取消権とは

未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。未成年者の場合、契約には親などの法定代理人の同意が必要です。もし、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合には、民法の「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。成年に達すると、誰の同意も必要なく自分で契約ができるようになり、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分自身であり、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

18歳になったらできること

- ○誰の同意も必要なく契約ができる携帯電話の契約、一人暮らしのアパートを借りる、□ーンを組む、クレジットカードを作るなど
- ○10年間有効のパスポートの取得
- ○国家資格を取る など

これまでは20歳に成り立ての新成人が悪質商法の標的にされていましたが、 成年年齢の引き下げにより、18歳・19歳はより一層の注意が必要です。

契約内容を理解しないまま安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

契約など、消費者トラブルで困った時は

塩尻市消費生活センター

☎0263每0280 内線1129

月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時半~午後5時15分

いやや

消費者ホットライン 22188

※年末年始以外、受付可能です。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。